

福祉費対象経費の上限目安額

資金の目的	貸付上限額目安	措置期間	償還期間
生業を営むために必要な経費	460 万円	6 月	20 年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が 6月程度 130 万円 1年程度 220 万円 2年程度 400 万円 3年以内 580 万円	同上	8 年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円	同上	7 年
福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円	同上	8 年
障害者用自動車の購入に必要な経費	250 万円	同上	8 年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円	同上	10 年
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは 170 万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円	同上	5 年
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは 170 万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円	同上	5 年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150 万円	同上	7 年
冠婚葬祭に必要な経費	50 万円	同上	3 年
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円	同上	3 年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円	同上	3 年
その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円	同上	3 年